

公益社団法人白石青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人白石青年会議所（Junior Chamber International SHIROISHI）（以下「会議所」という。）と称する。

(事務所)

第2条 会議所は、主たる事務所を宮城県白石市に置く。

(目的)

第3条 会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、奉仕、修練及び友情をもって白石市・蔵王町・七ヶ宿町を中心とする地域社会（以下「地域社会」という。）及び国際社会の健全な発展を目指し、明るい豊かな社会の実現を目的とする。

(運営の原則)

第4条 会議所は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(公益目的事業)

第5条 会議所は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会及び文化等に関する調査研究並びにその向上に資する事業
- (2) 地域社会の健全な発展に関する事業
- (3) 児童または青少年の健全育成に関する事業
- (4) 地域住民の健全なる心身の発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養する事業
- (5) 国際交流及び貢献を促進するための事業に対する協力及び同事業への参加
- (6) その他会議所の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については宮城県において行うものとする。

(その他の事業)

第6条 会議所は、公益事業の推進に資するために必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
- (2) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所及び国内、国外の青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (3) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第7条 会議所の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第2章 会 員

(会員の種別)

第8条 会議所の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 白石市、蔵王町、七ヶ宿町及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者

(2) 賛助会員 会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人、又は団体で、理事会で承認された者

2 正会員が事業年度中に40歳に達した場合は、当該事業年度の終了する日まで正会員としての資格を有する。

3 前項の規定にかかわらず、直前理事長の資格を有する者は、その任期が終了するまでの間なお正会員の資格を有する。

(入会)

第9条 会議所の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会員の権利)

第10条 正会員は、本定款に定めるもののほか、会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第11条 会議所の会員は、本定款及び規則を遵守しなければならない。

2 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(正会員の義務)

第12条 会議所の正会員は、各種会議、事業に出席する等、会議所の目的達成に必要な義務を負う。

2 正会員は、入会に際し、総会において定める入会金を納入しなければならない。

(退会)

第13条 会員は、退社届（以下「退会届」とする。）を理事長に提出することにより、任意にいつでも退社（以下「退会」とする。）することができる。

2 退会は理事会の承認を得なければならない。

(資格の喪失)

第14条 会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 会員たる法人又は団体が解散したとき。
- (5) 会費を事業年度内に納入しないとき。
- (6) 除名されたとき。
- (7) 総正会員が同意したとき（正会員に限る。）。

(除名)

第15条 正会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得て、その正会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 会議所の名誉を毀損し、又は会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。
- (3) 会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 賛助会員が第1項各号の一つに該当するときは、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。

4 除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第16条 会員が第14条の規定によりその資格を喪失したときは、会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(役員)

第17条 会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名以上4名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 財務理事 1名

(5) 理事（前4号の役員を含む。）7名以上15名以内

(6) 監事 1名以上2名以内

(選任等)

第18条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

2 理事は、会議所の正会員のうちから選任する。

3 理事長及び副理事長・専務理事・財務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、理事長を選定する場合においては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定することができる。

4 会議所の監事には、会議所の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び会議所の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 その他、役員を選任に関して必要な事項は、規程に定める。

(理事の職務・権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、会議所を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長の業務を補佐する。

4 専務理事は、理事長、副理事長を補佐して業務を処理し、事務局を統括する。

5 財務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、会計経理を処理する。

6 理事長は、毎事業年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第20条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、会議所の業務並びに財産及び会計の状況を監査する。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなくてはならない。

6 監事は、総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

7 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

8 監事は、前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を寄せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

9 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認める

ときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

10 監事は、理事が会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事の任期)

第21条 理事として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

2 本定款に定めた理事の員数が欠けた場合、補欠を選任しなければならない。その場合の任期は、退任した理事の任期が満了する時までとする。

3 理事の辞任により本定款に定める理事の員数が欠けた場合、当該理事は新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(監事の任期)

第22条 監事の任期は、選任後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関し1月に開催される通常総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第2項及び第3項は、本定款に定める監事の員数が欠けた場合にこれを準用する。

(辞任及び解任)

第23条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2 役員は、総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(直前理事長等)

第24条 会議所には、直前理事長及び顧問（以下「直前理事長等」という。）を置くことができる。

2 顧問の選任に関しては、第18条第1項の規定を準用する。

3 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。

4 顧問は、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

5 直前理事長等の任期、辞任及び解任は、第21条第1項及び第23条の規定を準用する。

6 直前理事長等は無報酬とする。

(報酬等)

第25条 役員は無報酬とする。ただし、正会員の資格を有しない監事には報酬を支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は総会の議決により別に定める。

第4章 総会

(種類)

第26条 会議所の総会は、定時総会（以下「通常総会」という。）及び臨時総会の2種とする。

2 毎年1月に開催される通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(構成)

第27条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第28条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項並びに本定款に別に定めるもののほか、次の各号を議決する。

- (1) 理事、監事の選任及び解任
- (2) 理事長候補者の選出
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 会議所の解散及び残余財産の処分方法
- (6) 入会金、会費の額の決定並びにその変更
- (7) 会員の除名
- (8) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
 - ア 会員資格規程
 - イ 会費及び入会金規程
 - ウ 役員報酬規程
 - エ 基本財産等管理規程
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

第29条 通常総会は、毎年1月と9月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が決議したとき。

(2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。

(招集)

第30条 総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある

場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、遅滞なく、請求があった日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的などを記載した書面をもって、開催日の1週間前までに正会員に通知を発しなければならない。

4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第31条 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第32条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。

(議決)

第33条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項及び本定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の有する議決権の過半数をもって決する。

(代理人による議決権の行使等)

第34条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、法令の定めるところにより他の正会員を代理人として議決権の行使を書面により委任することができる。

2 前項の場合において、第32条及び第33条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第35条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び議長が指名する正会員2名が署名捺印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第36条 会議所に一般社団・財団法人法上の理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

(1) 理事長及び副理事長・専務理事・財務理事の選定及び解職

- (2) 総会の日時及び場所並びに目的たる事項の決定
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 総会で決する以外の規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか会議所の業務執行の決定
- (6) 理事の職務の執行の監督

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

3 直前理事長等は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(種類及び開催)

第38条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は毎月1回開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第20条第1項第7号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。
- (5) 理事長が欠け、または理事長に事故があり、各理事が理事会を招集したとき。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号及び第5号により理事が招集する場合、前条第3項第4号後段により監事が招集した場合及び前条第3項第5号により各理事が招集した場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び監事に対し通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、出席した理事の互選により選出する。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議決)

第42条 理事会の議事は、本定款に別に定めがあるもののほか、出席した理事のうち議決に加わることでできる理事の過半数をもって決する。

2 本条第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるができない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、理事長及び監事は、これに署名捺印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名捺印する。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第44条 会議所は、毎月1回以上例会を開催する。

2 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会)

第45条 会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長及び副委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

4 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、財務理事、監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第46条 会議所の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金

- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 財産から生じる収入
- (7) その他の収入

2 会議所の経費は前項の収入をもってこれに充てる。

(基本財産)

第47条 基本財産は、公益目的事業を行うために保有する。

- 2 基本財産は、総会で基本財産として繰り入れることを議決した財産とする。
- 3 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、総会において総議決権の4分の3以上の議決により、その全部若しくは一部を処分し、または担保に供することができる。
- 4 基本財産の運用益は、公益目的事業に使用しなければならない。

(財産の管理・運用)

第48条 会議所の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、別に定める規則による。

(会計原則)

第49条 会議所の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第50条 会議所の事業計画書及び収支予算書（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 第1項の事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第51条 会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、1月に

開催される通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項各号の書類、役員名簿、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、監査報告は毎事業年度の経過3ヶ月以内に行政庁に提出するとともに、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 会議所は、第2項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第52条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第55条第1項第10号の書類に記載するものとする。

第8章 管 理

(事務局)

第53条 会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置くことができる。

3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第54条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款その他諸規程

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 理事会及び総会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 事業計画書等

(8) 事業報告書及び計算書類等

(9) 監査報告書

(10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については法令の定めるところによるとともに、第56条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

3 第2項各号の帳簿及び書類を主たる事務所に5年間備えおくものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第55条 会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、規程に定める。

(個人情報の保護)

第56条 会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、規程に定める。

(公告の方法)

第57条 会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第58条 本定款は、第61条の規定を除き、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

(合併等)

第59条 会議所は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部、または一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第60条 会議所は一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第61条 会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合、(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額があるときは、これ

に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第62条 会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 補則

(委任)

第63条 法令及び本定款に別に定めるもののほか、会議所の運営に必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

附則

1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は大泉拓也とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成25年 1月24日 改正

平成27年 9月17日 改正

平成28年 9月20日 改正